

【市内事業者向け】 除雪機械運転資格取得補助制度

～従業員の免許取得費用を、1人につき 最大 40 万円 補助します～

兵庫県宍粟市では、冬の道路除雪体制を守るため、除雪業務を担う市内事業者を対象に、従業員の免許・資格取得にかかる費用の一部を県と市で補助します。

⚠ 申請前に必ずご確認ください

- ・教習所に入校する「前」に申請が必要です(入校後の申請は一切不可)。
- ・予算に限りがあります(先着順のため、お早めに)。
- ・まずはお電話でご相談ください(申請前の事前相談を強く推奨)。

☎ 宍粟市 建設課 管理係 直通番号:0790-63-3068



1. 対象となる事業者

宍粟市内に事業所があり、市税等を滞納していない事業者で、以下の A または B に該当する方。

	条件
A. 実績あり	過去 5 年間に、県または市の除雪業務を「実施」または「入札に参加」した。
B. 予定あり	今後、県の指定区域(一宮・波賀・千種)または市の除雪業務を行う予定がある。 ※実績がない場合は、今後実施する旨の「誓約書」が必要です。

2. 対象となる従業員と資格

申請日時点で普通自動車免許(AT 限定可)を保有している 50 歳未満 の従業員が対象です。

対象となる資格・講習	申請条件
① 大型特殊免許	普通自動車免許(AT 限定可)を持っている
② 大型自動車免許	同上
③ 車両系建設機械運転技能講習	①か②の免許をすでに持っている、または今回一緒に取る

3. 補助金額

かかった経費のうち、補助対象経費 の 3 分の 2 を補助します(千円未満の端数切捨)。

補助対象経費	①および②の取得に係る教習料、講習料、学科試験料、実技試験料及び運転免許受験料(自動車教習所の入学金、写真代、教材代は取得費用に含む)、③の受講に係る講習料、教材代
⚠ 補助対象外経費	上記の事業に要する旅費および交通費・宿泊費等、延長・補習教習料等、その他取得・受講に関する事務費全般
補助金上限額	従業員 1 人あたり 最高 40 万円
補助金振込先	免許等取得後、会社名義の口座に入金されます(⚠ 個人口座は不可)

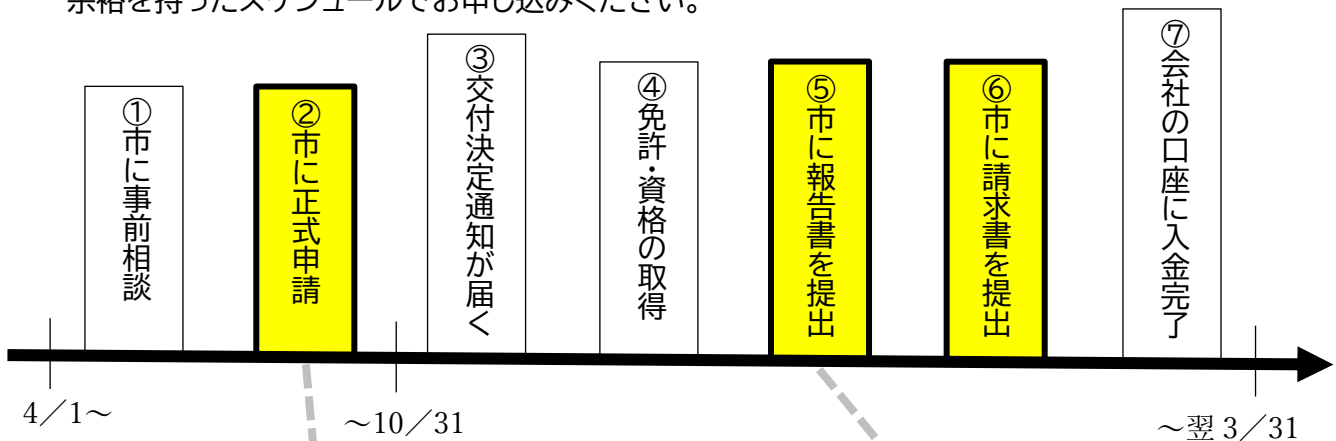
💰 お金の計算シミュレーション (例:事業者 X が、社員 2 名の免許取得を申請する場合)

社員	内容	補助対象経費	補助率	補助金額(端数切捨)
Aさん(36歳)	①大型特殊免許+②大型自動車免許+③技能講習	625,000円	×2/3	400,000円 (上限適用)
Bさん(43歳)	①大型特殊免許のみ	458,000円	×2/3	305,000円

事業者 X が受け取れる補助金額 = 705,000円 (会社名義の口座に入金します)

4. 手続きとお金の流れ(市とのやりとり)

申請書の提出は教習所入校前かつ 10月31日まで。事業の完了期限は翌年 3月31日までです。
余裕を持ったスケジュールでお申し込みください。



5. 用意する書類

申請のタイミングに合わせて、以下の書類をご準備ください。

申請するとき(教習所に入校する前)	
1	申請書・事業計画書
2	運転免許証のコピー(取得予定者分)
3	教習所の見積書(金額がわかるもの)
4	誓約書
5	役員等名簿(免許取得予定者も記載すること)
6	雇用保険の通知書など(雇用関係がわかるもの)
7	過去5年内の県・市との除雪契約書等のコピー (実績がない場合は誓約書)

完了したとき(免許等取得後)	
1	実績報告書・事業報告書
2	新しい運転免許証のコピー
3	教習所からの請求書・明細書
4	教習所の領収書のコピー
5	振込先通帳のコピー(会社名義)
6	補助金請求書

📞 お問い合わせ先 **宍粟市 建設部 建設課 管理係** (直通 **0790-63-3068**)

住所：〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 (市役所 本庁舎 2階)
開庁時間：平日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日および年末年始は閉庁)